

吉川市物価高騰対策商品券事業取扱店舗等募集要項（二次募集）

1 趣旨

この要項は、吉川市物価高騰対策商品券事業（以下「本事業」という。）における吉川市物価高騰対策商品券（以下「商品券」という。）の取扱店舗（以下「取扱店」という。）の二次募集に関して必要な事項を定める。

2 募集期間（二次募集）

令和8年4月1日から令和8年8月31日まで

3 募集方法（二次募集）

吉川市物価高騰対策商品券事務局が定めるwebサイトでの申込、もしくは吉川市物価高騰対策商品券発行事業取扱事業者登録申込書兼誓約書をメール又はFAXにて事務局に提出し、登録を受け付ける。

4 取扱店の決定と登録

「6 登録要件」を基に吉川市及び委託事業者において審査を実施し、適当であると認められた事業者について、取扱店として登録する。登録に係る手数料は無料とする。

5 取扱店の周知（二次募集）

取扱店については、吉川市ホームページに掲載するものとし、市民に商品券を郵送する際に同封する取扱店舗一覧への掲載は行わない。また、取扱店には事業周知用の広告物を配布する。

6 登録要件

取扱店として登録できる事業者は、吉川市内に事業所又は店舗等を有する事業者とし、以下に掲げる事業者を除くものとする。なお、商品券は市内の店舗等に限り利用できるものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者等

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者等

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体

(5) 上記に掲げるもののほか、市が適当でないと認める事業者

7 遵守事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者が有効期限内に商品券を持参した場合は、持参した額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこと

(2) 利用者から受け取った商品券は、吉川市物価高騰対策商品券事務局の指示に沿って対応すること

(3) 使用済み商品券は、受け取りを拒否すること

(4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに吉川

市物価高騰対策商品券事務局もしくは吉川市役所商工課に報告すること

(5) 著しく汚損・破損した商品券は、受け取りを拒否すること

(6) 商品券の表面に「見本」又は「サンプル」の表示がある商品券は、受け取りを拒否すること

(7) 商品券を交換・譲渡・売買・再利用しないこと

(8) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）をしないこと

(9) 吉川市及び吉川市物価高騰対策商品券事務局が実施する調査等に協力すること

(10) 吉川市及び吉川市物価高騰対策商品券事務局が定めた規則や指示等に従うこと

(11) 受け取った商品券の管理は取扱店の責任をもって行うこと

(12) 換金にあたっての商品券の枚数の確定は吉川市物価高騰対策商品券事務局と調整すること

8 商品券の用途の制限

商品券は、以下の目的に利用できないものとする。

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ（電子たばこを含む。）

(3) 商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの

(4) 現金への換金及び金融機関への預け入れ

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供されるサービス等

(6) 土業への支払い

(7) 保険診療又は処方箋を伴う薬剤

(8) 出資や責務（公租公課、公共料金、振込手数料等）の支払い

(9) その他市が適当でないと認めたもの

9 取扱店の取消及び賠償

この募集要項に定めている事項に違反した場合は、取扱店の登録を取り消す。なお、違反により吉川市及び吉川市物価高騰対策商品券事務局に損害が生じた場合には、損害金を請求する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。